

仕 様 書

1. 件名

入院患者用入院セット貸出事業

2. 目的

旭川医科大学病院（以下「本院」という。）では、患者及びその家族等（以下「患者等」という。）の入退院に係る負担軽減や快適な療養生活の向上に努めてきたところである。近年、高齢者の入院が増加する中で、高齢単身者や老老介護者の増加などの家族形態の多様化により患者を取り巻く環境が変化し、入院時に必要な「病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等」の用意や入院中の交換・補充に係る患者等の負担は顕著である。また、これら多様な事情を持つ患者の受け入れ体制を整えるための本院の負担も増加している状況である。

本事業は、入院患者に対する、病衣、タオル類、紙おむつ、日用生活品等の入院必要品（以下「入院セット」という。）の貸出等に係る一連の対応業務について、入院患者用入院セット貸出事業として、民間事業者等（以下「事業者」という。）に参画してもらうことにより、事業者の創意工夫やノウハウを活用した入院患者への快適な療養生活の保障、更には院外からの感染症の持ち込みの予防及び本院の業務負担軽減を図ることを目的とする。

3. 本院の概要

(1) 住所（実施場所）

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 国立大学法人旭川医科大学 旭川医科大学病院

(2) 入院に係る患者数等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延入院患者数	167,147人	170,162人	169,042人
1日平均入院患者数	457.9人	464.9人	463.1人
年間新入院患者数	14,087人	15,127人	15,167人
1日平均新入院患者数	38.6人	41.3人	41.6人
平均在院日数	10.9日	10.2日	10.2日

(3) 病床数等について

①病床数：602床（休床中：44床）

②病棟：東病棟（4階～10階）、西病棟（4階～10階）、ICU（3階）

4. 事業期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

5. 事業概要等

(1) 本事業の概要

- ①本事業は、入院セットの利用患者（以下「利用者」という。）に対し入院セットを提供し、その利用料金を請求、徴収するまでの業務全般とする。
- ②本事業は、利用者と業者間の直接契約により行い、その対価である利用料金を業者が利用者等から徴収すること。
- ③本事業を受託した事業者は、本事業の遂行にあたり旭川医科大学及び本院の定める規定等を遵守し、本院の指示に従うこと。

(2) 業務内容の種類

- ①利用案内
- ②申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助
- ③入院セットの提供・回収等
- ④入院セットの保管・補充及び在庫管理
- ⑤利用料金の請求及び徴収
- ⑥利用者からの問合せ、相談及び苦情対応

(3) 入院セットの構成等

- ①本院が必要とする入院セットの内容（以下「構成品」という。）の詳細は、別紙1「入院セット一覧」のとおりであるが、以下の考え方に沿って最適と考えられる提案を行うこと。
- ②入院セットを構成するにあたり基本とする考え方は以下のとおりである。
 - ・入院セットは、病衣、タオル類と日用生活品（以下「付帯品」という。）を組み合わせた基本となるセット（以下「基本セット」という。）、紙おむつ、尿取りパット等を組み合わせたセット（以下「紙おむつセット」という。）、新生児用の肌着、タオル類、紙おむつ等のセット（以下「新生児用セット」という。）とする。

ア) 基本セット

- ・病衣は、利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数のサイズに対応すること。
- ・タオル類は、貸出用のバスタオルとフェイスタオルで構成すること。
- ・付帯品は、希望者へ基本セットの利用料金の範囲内で提供すること。また、必要に応じ追加の提供に対応すること。

イ) 紙おむつセット

- ・大人用及び小児用紙おむつは、利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数のサイズに対応すること。また、利用者の状況によりサイズの変更や緊急の交換による追加利用にも対応すること。なお、本院が指定するおむつを取り扱うものとする。
- ・紙おむつセットは、基本セットの利用者がオプションとして利用できること。

ウ) 新生児用セット

- ・肌着は、利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数のサイズに対応すること。
- ・タオル類は、貸出用のバスタオルとフェイスタオルで構成すること。
- ・新生児用紙おむつは、利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数のサイズに対応すること。また、利用者の状況によりサイズの変更や緊急の交換による追加利用にも対応すること。なお、本院が指定するおむつを取り扱うものとする。

③入院セットの料金

- ・基本セットは、付帯品を含めた料金設定とすること。
- ・紙おむつセット、新生児用セットの利用料金は、基本セットとは別に定めること。

④その他

- ・構成品は衛生面に十分配慮し、特に病衣、肌着及びタオル類は煮沸又は薬剤による消毒のいずれかが施されたものを使用すること。また、本院に病衣、肌着及びタオル類を提供する事業者は、リネン類の洗濯業務に関しては、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスマークの認定要件に適合している者であること。
- ・構成品は、状況に応じて品目の追加や変更に対し柔軟に対応すること。また、経年劣化したものは更新すること。
- ・構成品は、災害や緊急時においても安定供給を保証すること。
- ・入院セットの構成及び利用料金は、契約候補者決定後、協議により決定するものとし、その際は本院の意向を反映させることとする。

6. 実施体制及び業務内容

(1) 実施主体

- ①事業者は、類似業務実施の実績（北海道内で病床数400床以上の病院における実績）を有すること。
- ②事業者は財務状況が安定しており、本院の入院セット貸出事業を実現可能なこと。

(2) 実施場所等

- ①本事業実施場所として次のア) 及びイ) の場所（別紙2を参照）を貸し出す予定であるが、より利便性の高い場所がある場合、その場所を提案すること。なお、具体的な場所などの詳細は本院と協議の上、決定する。
 - ア) 受付窓口：病棟2階患者総合サポートセンター前（面積：6.48㎡程度）
 - イ) 物品保管庫：共用研究棟1階共用スペース（面積：32㎡程度）
- ②病棟等の保管場所は、本院と協議の上、決定する。なお、保管場所において既存の保管棚が使用できない場合は、事業者にて保管ボックス等（以下、「保管棚」又は「保管ボックス等」を「保管棚等」という。）を用意し病棟等での一時置き場とすること。
- ③実施場所の整備（机、椅子、作業台、間仕切り等）、必要備品（整理用棚、運搬用ワゴン、使用済みの病衣等の回収ボックス、電話機、パーソナルコンピューター等）、消耗品及び原状復帰にかかる費用は事業者の負担とする。なお、整備にあたり内装工事や通信回線の施設工事が発生する場合は、その内容等を事前に本院と協議の上、実施すること。

(3) 収支報告・手数料

①収支報告

- ・事業者は、入院セットの利用状況について毎月報告するとともに、本院から求めがあった場合、本件に係る収支報告について速やかに報告すること。

②手数料

- ・事業者は、入院セット貸出業務を受託するにあたり、本院に手数料を支払うものとする。ただし、本院にとって有利な提案がなされた場合は、この限りではない。
- ・手数料は、収支報告に基づき、入院セット利用料の合計額に一定の割合を乗じた金額とする。
- ・事業者は、手数料算出にあたり、年間の売上げ見込額、各種数値の根拠、算出過程及び方法を別途提示し、本院が示す入院患者数を用いて年間の納入手数料見込み額を算出し、企画提案書にて、本院に提示すること。
- ・手数料の納付は、本院が発行する請求書により指定日までに入金するものとする。

(4) 運営日時

- ・事業者が配置する業務従事者の勤務時間及び人数は事業者の自由提案とするが、平日の午前8時30分から午後5時までは確実に対応できる体制とすること。
- また、年末年始等については本院と協議の上、運営日時を設定する。

(5) 運営時間外の対応

- ・事業者は、看護師等が運営時間外に対応した事項の報告を受けた後、速やかに必要な事後対応をとること。
- ・事業者は、運営時間外において不測の事態等に対応できるよう時間外対応責任者及び連絡表等を定め、本院に報告すること。

(6) スタッフ

- ①本仕様書に示す実施体制を円滑に遂行できる人員の常駐・配置を行い、業務が迅速かつ正確に処理できるものとする。業務責任者は、十分な実務経験年数を有した者とする。

②身分保証・表明（防犯対策）

事業者は、予め業務従事者の名簿を本院に提出するとともに、制服及び顔写真入りネームプレートを着用させること。なお、制服及びネームプレートについては、病院内の作業における機能性も含め、入院患者の目にふれることを配慮したデザインであること。

③教育体制等

- ・事業者は、接遇教育がなされた人材を配置し、事業者が行う研修や本院の開催する研修等への参加を義務付けること。
- ・事業者は、責任を持って業務従事者の労務管理及び健康管理を行い、労働安全衛生法に基づく定期（又は臨時）健康診断を業務従事者に必ず受診させ、その結果を本院に報告するものとする。
- ・業務従事者の健康に係るその他の事柄については、患者や他の者への院内感染防止を図るため、別紙3「感染予防について」に基づき、管理監督を行うものとする。

(7) 業務内容

①利用案内

- ・事業者は、患者等が理解できるように入院セットの構成品目、利用方法、利用料金、支払方法等について、パンフレット等を作成すること。
- ・事業者は、業務の流れをフローチャートに表し、利用者に提示すること。
- ・使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。使用許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示または掲出を行う場合は、事前に本院の承諾を得ること。

②申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助

- ・契約方法は、利用者と事業者の直接契約であるため、手続きにあたっては事業者の責任で利用者が不便のないように対応すること。
- ・事業者は、専用の申込書を作成し、申込みを受け付け、利用者の申込書の記載を補助すること。
- ・事業者は、利用者の都合によるサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約希望がある場合に、速やかに手続きに応じるとともに、利用者の申込書の記載を補助すること。

③入院セットの提供・回収等

- ・事業者は、入院セットの提供にあたり、次のア) からウ) の運用に基づき行うこと。

ア) 基本セット

- ・基本セットは、看護師等が保管棚等から取り出し提供できるよう、在庫を充足させること。
- ・病衣及びバスタオルは週3枚以上、フェイスタオルは週7枚以上配布（以下「定期配布」という。）を基本とし、配布頻度を提案すること。ただし、定期配布は週2回以上行うものとする。
- ・定期配布は、利用者のベッドサイドへ物品保管庫から事業者が届けること。ただし、緊急を要する場合は看護師等が保管棚等から取り出し配布する。なお、病状や感染対策等の事由により事業者が病室に入室できない場合は、看護師等と協議の上、本院の指定する場所に届けることとする。
- ・各病棟から、使用済みの病衣、バスタオル及びフェイスタオルの回収を行うこと。病棟ごとに本院が指定する場所へ回収ボックス等を設けることとし、回収ボックスの他、回収に必要な物品については、事業者において準備すること。回収は、平日毎日行うこととし、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従い、適正に処理するものとする。
- ・感染症の病原体により汚染されている、もしくはそのおそれのある病衣、バスタオル及びフェイスタオルの回収等は、事業者において適正に処理すること。
- ・付帯品の補充については、必要に応じ看護師等と協議の上、本院の希望に応えること。

イ) 紙おむつセット

- ・紙おむつセットは、看護師等が保管棚等から取り出し提供できるよう、在庫を充足させること。

ウ) 新生児用セット

- ・新生児用セットは、看護師等が保管棚等から取り出し提供できるよう、在庫を充足させること。
- ・各病棟から、使用済みの肌着、バスタオル及びフェイスタオルの回収を行うこと。病棟ごとに本院が指定する場所へ回収ボックス等を設けることとし、回収ボックスの他、回収に必要な物品については、事業者において準備すること。回収は、平日毎日行うこととし、「平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知」に定める衛生基準等各種法令・通知に従い、適正に処理するものとする。
- ・感染症の病原体により汚染されている、もしくはそのおそれのある肌着、バスタオル及びフェイスタオルの回収等は、事業者において適正に処理すること。

- ④入院セットの保管，補充及び在庫管理
 - ・事業者は，入院セットの保管・補充及び在庫管理を行うこと。
 - ・事業者は，保管棚等の在庫が常に充足状態であるように補充すること。
 - ⑤利用料金の請求及び徴収
 - ・事業者は，利用者に対して利用料金を月末締め又は利用終了後に直接請求及び徴収すること。なお，利用者と支払者が異なる場合においては，支払者に請求し徴収すること。
 - ・事業者は，利用料金に未収金が発生した場合は事業者の責任において対応すること。
 - ・利用料金の徴収にあたっては，利便性に配慮した支払方法とすること。盗難や紛失等のリスクを避けるため，当院内において事業者による利用料金の徴収を行わないよう，入院セットの利用者へ請求書等を送付するまたは口座振替により徴収する等，利用料金の請求方法を工夫すること。
 - ⑥利用者からの問合せ，相談及び苦情対応
 - ・事業者は利用者に対して，問合せ，相談及び苦情についての専門の窓口があることを明らかにし，利用者からの問合せや苦情に対し誠意をもって対応すること。
 - ⑦運営に伴う関係法令上の手続き
 - ・運営に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については，すべて事業者の責任において行い，申請・届出等の状況を本院に報告すること。
 - ⑧その他，上記で本院が示しているもの以外に，患者サービスの観点から，事業者ならではの特色ある取組や提案内容があれば提案すること。
- (8) 個人情報の取扱い
- ①個人情報の取扱いについては，別紙4「個人情報取扱の特記事項」を遵守すること。
 - ②事業者は，本事業において知り得た個人情報等について第三者に漏らしてはならない。
- (9) 本事業導入時の対応
- ①患者等への周知

本事業の開始日前に周知期間を設け，広告用ポスター，パンフレット等を作成し周知を徹底すること。
 - ②移行にかかる在院患者への配慮

本事業開始前の移行期間には，円滑な業務開始を目的とし，在院患者及び新規入院患者を対象に入院セットの利用希望について意向確認を行い，申込みの意思が確認できた者に対して，病衣を開始時期前から配布すること。なお，利用料金については，業務開始日分から徴収するものとする。
- (10) 本院職員との連携
- ①本事業の開始前には，本院職員への説明会や事前研修を実施すること。業務フローを明確にし，本院職員との業務分担や，円滑に事業が運営できるように工夫すること。
 - ②本院と事業者との意思疎通を密に図り，インシデント等が発生した際には迅速に対応すること。
 - ③本院と事業者間等の実施体制に応じた連絡体制を整えること。
 - ④適宜，利用者及び職員向けにアンケート調査を行い，満足度の確認に努め，サービス向上を図ること。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項や詳細な内容については、契約締結の際に本院と事業者の協議により決定するものとする。
- (2) 事業者は、リネン類の洗濯業務に関しては医療法第15条の3第2項並びに医療法施行規則第9条の14第1項第1号から第13号の委託基準を満たしていること。
- (3) 企画提案書の提案内容を踏まえ、契約締結の際に、本院及び事業者との協議により、仕様書を確定するものとする。
- (4) 事業者は故意又は重大な過失により本院に損害を与えた場合は、その費用を負担するものとする。
- (5) 事業者は、次期業務期間に業務を継続しない場合は、新規に業務を行うものに対し本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう業務の引継ぎを行わなければならない。
- (6) 本院が想定外の事柄（新たなウイルス対応等）に対応することになった場合、柔軟で機動的な提案・対応をすること。
- (7) 定期的に細菌測定検査等を行い、入院セット提供品が清潔であることを本院の求めに応じて提示すること。

入院セット一覧

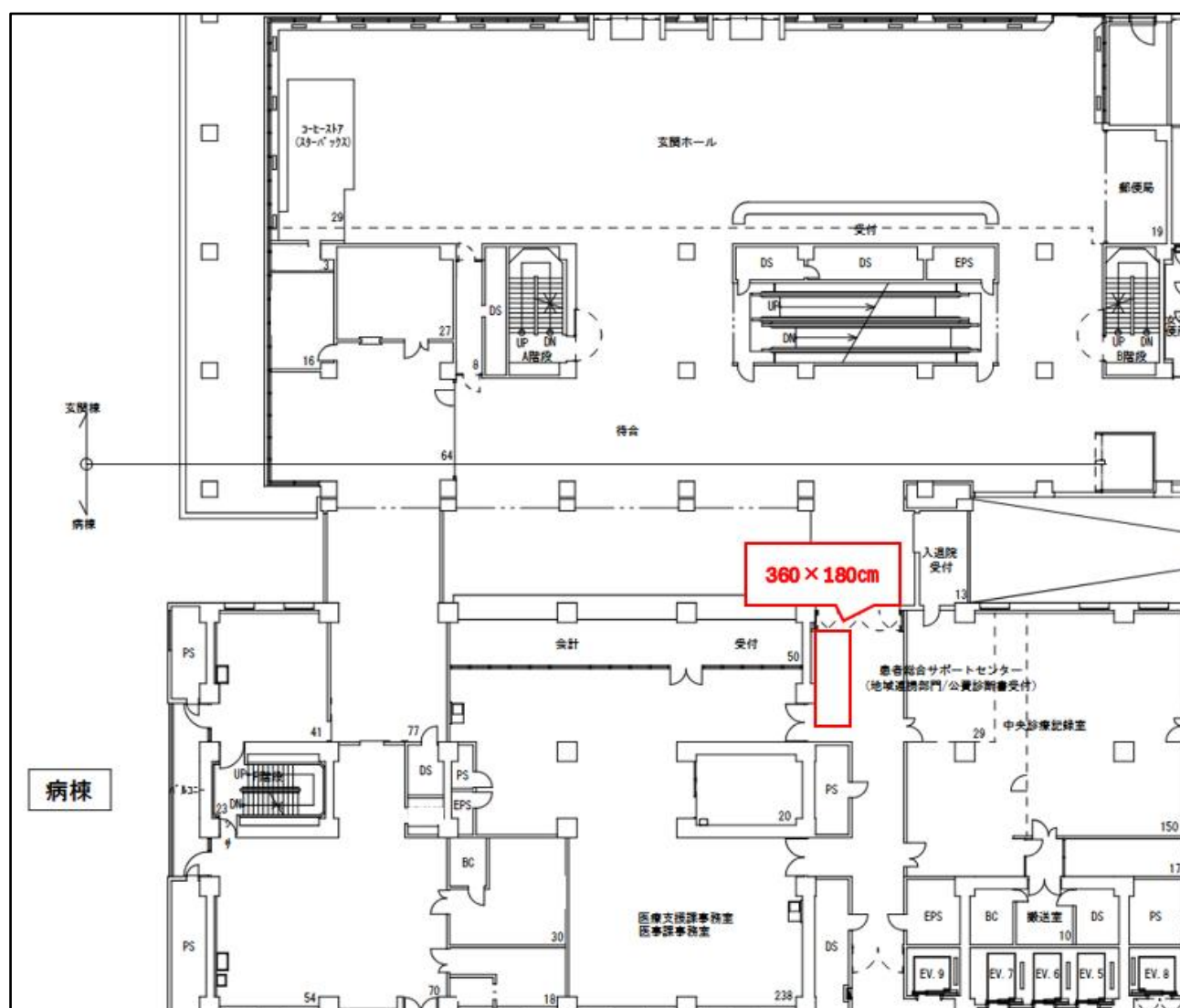
セット名	構成品	交換・提供の頻度
基本セット	☐ 病衣（ゆかたタイプ、甚平タイプ） ☐ バスタオル ☐ フェイスタオル ☐ 付帯品 フタ付きコップ、ストロー、割り箸、プラスチックスプーン ボックスティッシュ、シャンプー、リンス、ボディソープ 歯ブラシ、歯磨き粉、マスク	3枚／週交換 3枚／週交換 7枚／週交換 初回に一式提供 （必要に応じて 補充分を提供）
紙おむつセットA （使用量多め）	☐ 大人用紙おむつ（テープ止めタイプ、リハビリパンツ等） ☐ 尿取りパッド ☐ 使い捨ておしりふき	3枚以上／日提供 5枚以上／日提供 適宜
紙おむつセットB （使用量少なめ）	☐ 大人用紙おむつ（テープ止めタイプ、リハビリパンツ等） ☐ 尿取りパッド ☐ 使い捨ておしりふき	1～2枚／日提供 4枚以下／日提供 適宜
紙おむつセットC （小児用）	☐ 小児用紙おむつ（テープ止めタイプ、パンツタイプ） ☐ 使い捨ておしりふき ☐ ビニール袋	10枚／日提供 適宜 適宜
肌着セット （新生児用）	☐ 新生児用肌着	1枚／日交換
タオルセット （新生児用）	☐ バスタオル ☐ フェイスタオル	3枚／日交換 2枚／日交換
紙おむつセット （新生児用）	☐ 新生児用紙おむつ（テープ止めタイプ、フラットタイプ） ☐ 使い捨ておしりふき ☐ ビニール袋	10枚／日提供 適宜 適宜
オプション	☐ 入れ歯容器、入れ歯洗浄剤 ☐ 口腔ケアスポンジ ☐ イヤホン ☐ 安全靴	

※入院セットの内容は、本院及び事業者との協議により確定するものとする。

※付帯品は、事前に本院にサンプルを提出し了解を得たものとする。

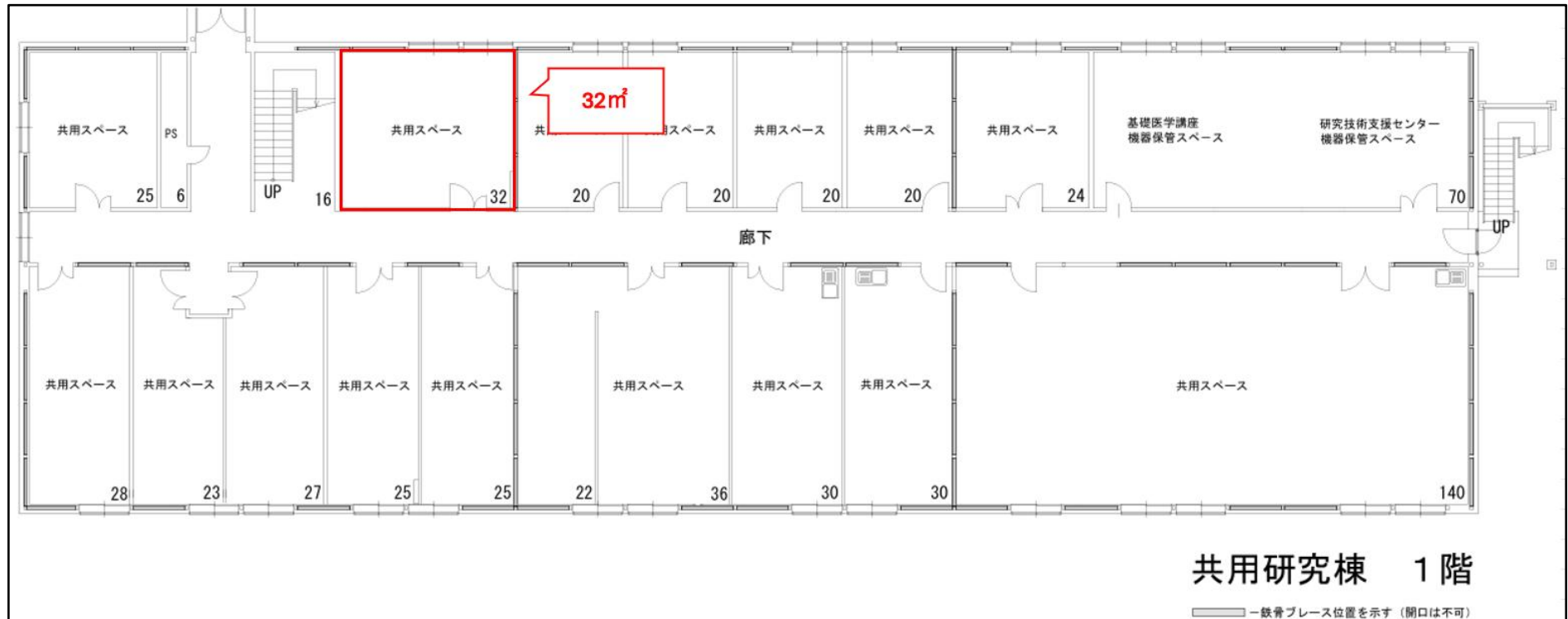
※本院が使用しているおむつは以下のとおりである。紙おむつセットの詳細については協議の上、決定する。

種類	メーカー	品名
新生児用 小児用	ユニ・チャーム	ムーニー
	P & G	パンパース
	大王製紙	グーン
	花王	メリーズ
大人用	花王	リリーフ



※本図面は参考資料として添付するものであり、縮尺は記載しない。

※寸法は「縦×横（cm）」の順で表記している。



※本図面は参考資料として添付するものであり，縮尺は記載しない。

感 染 予 防 に つ い て

- 第1 受託者は、多数の患者が入院あるいは来訪する病院という特別な場所における業務であることを念頭において、業務を行う。
- 第2 受託者は、患者や他の者への院内感染防止のため、受託者が旭川医科大学病院に派遣する業務従事者（以下「従事者」という。）の健康状況を、常に把握しなければならない。
- 第3 受託者は、従事者の健康診断書の「胸部検査」欄に「異常なし」以外の記載がある場合、「総合判定」欄に記載された指示（例：要再検、要治療等）に速やかに従い、医療機関を受診させると同時に、これらの内容を委託者に速やかに報告する。
- 第4 受託者は、結核の可能性が高い従事者については、結核が否定されるまでは、患者、職員その他の者と接触する場所で就労させてはならない。
- 第5 受託者は、従事者が発熱、頭痛、咳、鼻汁、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感、咽頭痛、嘔吐、下痢、腹痛、皮膚の発疹（発赤、かゆみ、水ぶくれなど）、眼の充血や痛み、耳の下周辺の痛みなどの感染性を疑わせる症状があることを確認した場合、直ちに休養もしくは医療機関への受診を勧奨するとともに、経過を確認したうえで、旭川医科大学病院内での就労の適否を検討し、その結果を委託者に速やかに報告する。
- 第6 受託者は、旭川医科大学病院に派遣する従事者の健康管理を十分に実施し、従事者に感染予防に関しての指導・教育を行うものとする。
- 旭川医科大学病院内で従事者からの感染症等が発生した場合は、受託者は直ちに二次感染等のリスク防止に努めるとともに、委託者が損害を蒙った場合には、責任割合に応じた費用負担の責に任じる。

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、受注者は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

企画提案競争に係る審査基準
(入院患者用入院セット貸出事業)

I. 契約候補者の選定方法

提案された企画について審査を行い、評価点が最も高い者を契約候補者に決定する。

II. 審査方法

企画提案書に基づき、旭川医科大学病院に設置された入院患者用入院セット貸出事業に関する事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）において選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各審査項目の評価等を行う。

〔評価項目及び評価基準〕

1. 企画提案の実行可能性

以下の評価基準により事業者選定委員会で議論し、事業者選定委員会の総意として実行可能性の有無を決定する。

審査項目	評価
事業実施主体に求める事項	
①入院セット貸出の実績があり、本院で確実に業務が実施できると見込まれること。 ②財政状況の評価により経営基盤が確立していること。	有・無
スタッフに関する事項	
①十分な実務経験年数を有した業務責任者を配置していること。 ②事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。	有・無
事業の運営に関する事項	
リネン類の洗濯業務に関しては、「医療関連サービスマーク」を保有していること。もしくは、厚生労働省令で定める基準に適合していることを証明できること。	有・無
個人情報の取扱いについて	
個人情報の管理について、適切に管理できる体制となっていること。	有・無

2. 企画提案の評価

以下の審査基準により評価を行い、事業者選定委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を当該提案者の評価点とする。

大変優れている＝5点 優れている＝3点 普通＝1点 劣っている＝0点

【評価点算定例】重要度 4 の審査項目において「優れている（3点）」と評価した場合
⇒ 重要度 4 × 3点 = 12点

仕様書 記載箇所	審査項目	重要度	配点
入院セットの構成等			
5. (3) ①, ②	入院セット商品の具体的な提案	2	10
5. (3) ③	価格の根拠に妥当性があり、利用者が利用しやすい価格となっているか	4	20
実施体制及び業務内容			
6. (1)	北海道内で病床数400床以上の病院における実績を有すること	1	5
6. (2) ①	本院が指定もしくは事業者が提案する場所において、本事業を円滑に行えること	1	5
6. (3)	本院への手数料率は妥当であるか	1	5
6. (4) (5)	運営時間、時間外等の運営体制について、利用者の利便性に配慮した提案となっているか	1	5
6. (7) ①	利用者にとって入院セットの利用方法及び配布するパンフレットは分かりやすい内容となっているか	2	10
6. (7) ②	利用者への利便性への配慮、サービス内容変更について柔軟で機動的な対応を提案しているか	2	10
6. (7) ③	入院セットの提供、交換、配達及び使用済み病衣等の回収について円滑で適正に実施できる提案となっているか	4	20
6. (7) ⑤	利用料金の請求及び徴収方法は、利便性に配慮した提案となっているか	2	10
6. (7) ⑥	利用者からの問合せ、相談及び苦情対応の体制が確立されているか	2	10
6. (9)	患者等への周知方法、移行前の在院患者への配慮はどうか	1	5
6. (10)	円滑に運用できるような提案及び本院の業務負担削減につながる提案はあるか	1	5
自由提案			
	参加事業者ならではの特色ある取組や提案はあるか	4	20
			140

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（※必須の要求要件ではない）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人について、相当する各認定等に準じて評価する。

審査項目		配点
①	以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う	
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝5 点 ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝6 点 ・認定段階 3＝7 点 ・プラチナえるぼし認定＝8 点 ・「一般事業主行動計画」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る）策定済み＝3 点 ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定・くるみん認定・プラチナくるみん認定） ・トライくるみん認定＝5 点 ・くるみん認定＝6 点 ・プラチナくるみん認定＝7 点 ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定＝7 点 ○上記に該当する認定等を有しない＝0 点	8
		8

合計 148 点

企画提案書の記載要領

「入院患者用入院セット貸出事業」に係る企画提案書等の作成にあたっては、本要領に従うものとする。

I. 提出書類

審査基準の内容を踏まえながら、提出書類を作成すること。

1. 審査基準「1. 企画提案の実行可能性」に関する資料

- ・提出部数は1部とする。
- ・医療関連サービスマーク等の証明できる資料は除く、すべてにページ番号を付し、連番とすること。

(1) 事業者に対する評価

①勤務実績について

- ・類似業務実施の実績（北海道内で病床数400床以上の病院における実績）について様式2に記載し提出すること。

②経営面の健全性について

- ・事業者の直近3期分における財務状況を記述すること。（資料を含む）

(2) スタッフに関する事項

- ・事業者の名称等法人の概要、責任者、総合的な業務実施体制の構成図等を記述すること。法人等の概要について様式3に記載し提出すること。
協力会社・事業所（関連協力企業、支店、営業所など）が、本事業に携わる場合は、協力会社・事業所についても記載すること。
- ・仕様書に示した「実施体制を円滑に遂行できる人員の常駐・配置を行い、業務が迅速かつ的確に処理できるものとする。」をどのように実現するのか。業務内容にそって配置人数及び担当時間等を記述し運営方法を説明すること。
- ・スタッフの一日の流れ（例）を示すこと。
- ・病院内受付として求められる接客対応やクレーム対応等について、また、本院に配置される業務従事者としてふさわしい人材をどのように確保するか、人材育成をどのように行うかを記述すること。
- ・業務従事者の労務管理及び健康管理をどのように行うかを記述すること。
- ・業務責任者の実務経験年数等を記述すること。

(3) 事業の運営に関する事項

- ・リネン類の洗濯業務に関しては、「医療関連サービスマーク」を保有していること。もしくは厚生労働省令で定める基準に適合していることを証明できること。

(4) 個人情報の取扱いについて

- ・仕様書別紙4「個人情報取扱の特記事項」の規定に基づき、個人情報の管理方法及び管理体制を示すこと。

2. 審査基準「2. 企画提案の評価」に関する資料

- ・提出部数は7部とし、パンフレット等も同数提出すること。
- ・企画提案内容はパンフレットを除く、すべてにページ番号を付し、連番とすること。
- ・審査基準「2. 企画提案の評価」の項目に対応する内容の資料は、対応していることが分かるようにすること。

II. 企画提案書の構成

1. 企画提案内容

(1) 入院セットの構成等

①構成内容について

- ・入院セットの構成について、利用品目、セット内容、利用料金、交換及び提供の頻度を記述すること。
- また、品質、衛生面、供給ラインの確保等について記述すること。

②利用料金について

- ・価格設定について、価格の根拠及び理由を市場価格とのバランスや費用対効果等の要素を含めて記述すること。
- ・価格設定にあたり、利用者が利用しやすい価格となるよう、価格を低く抑えるための工夫について記述すること。

(2) 実施体制及び業務内容

①実施場所に関する事項

- ・受付窓口及び物品保管庫のレイアウトイメージ図（平面図）を記述すること。
- ・受付窓口における、混雑緩和の方策について記述すること。
- ・実施場所の整備（必要な内装等工事、備品、消耗品の必要な整備等）について記述すること。
- ・事業運営に伴うランニングコストについて、支出計画を記述すること。

②手数料について

- ・年間の売上げ見込み額、各種数値等の根拠、算出過程及び方法を別途提示し、本院が示す入院患者数等を用いて手数料率・年間の納入手数料見込み額を記述すること。

③運営日時（時間外・休日を含む）について

- ・休憩時間を含む全体の運営時間について、担当（窓口対応、物品保管庫等）ごとに時間と対応を記述すること。
- ・休日や平日の時間外対応について記述すること。運営時間外の不測の事項等に対する対応方法も内容に含むこと。
- ・本院の負担にならないような工夫や、本院が時間外にどのような対応をする必要があるか記述すること。

④入院セットの業務の流れについて

- ・業務の流れをフローチャート1枚にまとめて記述すること。
- ・入院セットの構成内容、申込方法及び支払方法等の利用案内について、利用者への周知や案内をパンフレット等により提案すること。
- ・利用案内の内容には、価格の設定が現在の本院の病衣貸与料（1日あたり94円）より高額になった場合、入院セットとして引き続き利用してもらうメリットを利用者に理解・賛同してもらう内容を含むこと。

⑤申込み・契約等について

- ・申込みやサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約手続き等の対応について、フローで示すこと。
- ・申込書等の各種様式を付すること。
- ・申込みやサービスの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約手続きの対応で、本院の負担軽減につながる内容があれば記述すること。

⑥入院セットの提供、交換、配達及び使用済み病衣等の回収について

- ・利用者への入院セットの提供、交換、配達方法について、看護師等との業務分担において連続性への対応や利用者へのサービス対応について円滑・適正・迅速に行うための工夫を記述すること。
- ・使用済み病衣等のリネンの取扱い、回収方法、工場からの集配回数等の対応について記述すること。また、感染症に罹患した患者の洗濯物や血液・便等が付着した洗濯物の回収方法等も内容に含むこと。
- ・工場における洗濯工程及び衛生管理の方法について、感染対策や品質保持の観点から、運用の工夫を記述すること。

⑦利用料金の請求及び集金について

- ・利用料金の請求及び集金の場所、時期、方法等について記述すること。
- ・未収金発生時の対応について記述すること。
- ・利用料金の収支管理状況の報告方法について記述すること。
- ・利用者の事情や利便性に配慮した点を記述すること。

⑧利用者からの問合せ、相談及び苦情等の対応について

- ・利用者からの問合せ、相談及び苦情等の対応方法について記述すること。
- ・利用者に対する専門窓口についての周知方法を記述すること。
- ・本院に寄せられる、入院セットに関する問い合わせ等について、本院の負担にならないような提案があれば記述すること。

⑨円滑な移行に向けた取組み

- ・内装等工事、備品搬入、セット内容の納品等の業務開始までの準備についてスケジュールを記述すること。
- ・移行にかかる病院全体への周知方法について記述すること。
- ・在院患者への入院セット利用の意向確認方法、病衣賃貸から入院セット導入への切り替えまでの対応について、業務開始までのスケジュールを含め記述すること。

⑩本院職員と事業者の連携体制について

- ・本事業開始前に実施する本院職員への説明会や研修等の内容について記述すること。
- ・本院と事業者間の実施体制に応じた連絡体制について記述すること。
- ・本院職員業務の負担軽減について何らかの対応が可能な場合は記述すること。
- ・本院職員・事業者との業務の分担について記述すること。

(3) 自由提案

- ・業務の創意工夫（ノウハウ、サービス向上のための工夫など）を記述すること。
- ・事業者ならではの特色ある取組や、本院への提案事項があれば記述すること。
- ・多様な事情を抱える患者の立場に立った事業展開及びその事業のセールスポイント等を記述すること。

(4) その他

①ワーク・ライフ・バランス等の取組みについて（※必須の要求要件ではない）

・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する以下の認定通知書等（外国法人にあたっては内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知書）を有する場合は、その写しを提出すること。認定通知書等の内容に応じ加点として評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第9条に基づく認定（えるぼし認定）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定（プラチナえるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」（労働時間の働き方に係る基準を満たすものに限る）

○女性活躍推進法第8条に基づく「一般事業主行動計画策定届」（一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）第13条に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定）及び同法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第15条に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合事業主認定通知書」

※ 上記認定の取消し又は変更が行われたときは、速やかに本学へ届け出ること。

III. 参考

本院における過去3年間の病衣貸貸借数

品 目	貸貸借数量		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病 衣	1 6 3 千着	1 6 6 千着	1 6 5 千着

IV. 書式

様式指定があるもの以外は、用紙サイズA4版横書きとし、MS Pゴシック（11p）を基本とする。

必要に応じて図表等を用いて分かりやすく記述すること。

令和 年 月 日

企 画 提 案 届

国立大学法人旭川医科大学
学長 西 川 祐 司 殿

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

「入院患者用入院セット貸出事業」における仕様書及び公募要項等に基づき、企画提案書を提出します。

なお、本件企画提案に係る全ての書類に関して事実と相違ないこと及び公募要項「5 企画競争に参加する者の条件」を満たしていることを誓約します。

担当者連絡先

所 属	
役 職 名	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※ 本書を表紙に、任意様式（A 4 判）に企画提案内容をわかりやすく記載してください。

※ 企画提案書の記述要領に掲げる評価項目に基づき、各項目に関して漏れなく記載してください。
（上記※部分の文言は企画提案届提出時には削除すること。）

入院セット貸出業務の業務実績書

入院セット貸出業務実績状況（令和 7 年〇月〇日現在）

契約開始（年月） ～ 終了（年月）	病院名 （委託機関）	所在地	病床数
R〇〇. 〇〇 ～ R〇〇. 〇〇	△△病院		床
R〇〇. 〇〇 ～ 継 続 中	〇〇病院		床

※終了年月日は、現在継続中の場合は「継続中」と記載すること。
※記載した内容が確認できる書類（可能であれば契約書の写し等）を添付すること。

法人等の概要

法 人 等 名	
本 社 （ 店 ） 所 在 地	
代 表 者 名	
事 業 内 容	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売上高（令和〇 年度）	
従 業 員 数	
特 記 事 項	

※特記事項については、今回の業務運営において関連する免許等がある場合の所持状況等について記入すること。

法人等の概要

(協力会社・事業所)

法人等名	
本社（店）所在地	
代表者名	
事業内容	
設立年月日	
資本金	
売上高（令和〇年度）	
従業員数	
特記事項	

※協力会社・事業所とは関連協力企業，支店，事業所などを意味し，本事業に携わる場合は，必ず記載すること。該当がない場合は「法人名等」に「該当なし」と記載すること。

令和 年 月 日

質 問 書

「入院患者用入院セット貸出事業」公募要項等について、以下のとおり質問書を提出します。

質問者 連絡先	会 社 名	
	担当部署名	
	担当者 名	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
	E・m a i l	

質問番号	記載箇所	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		